

「中古情報機器協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者」(リユース)資格取扱要領

2011年10月27日作成(REV7)
2011年10月17日作成(REV6)
2010年8月 1日作成(REV5)
2010年3月 1日作成(REV4)
2009年4月20日作成(REV3)
2008年3月27日作成(REV2)
2007年2月 8日作成(REV1)

1. 目的

本取扱要領は、「良質な中古情報機器の認知及び流通促進」に貢献している中古情報機器協会(以下、協会)会員(以下、会員)に対し「中古情報機器協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者資格(以下、資格)」を提供するにあたり、必要な事項を定めることにより、資格取得認定に係る内容を公正かつ明確にすることを目的とする。

2. 資格内容の枠組み

- (1)「買取(引取)」「再商品化(データ消去)」「販売」の3分野を設定
- (2)各分野毎の審査を行い、合格した分野における資格を付与
- (3)主な対象商品分野は、パーソナルコンピュータ・サーバ・ワークステーション、ディスプレイ

※再商品化とは、情報機器の HDD データ消去、動作確認、OS の再インストール等の作業を実施したことを指す。

3. 資格取得会員の権利

- (1)「協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者資格」認定書(会社名および事業場名記載)の提供
- (2)「協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者資格」取得ロゴを自社紹介ツール(Webサイト・カタログ、名刺等)において対外的に使用可能
- (3)「協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者資格」を取得した会社名及び事業場名を当協会Webサイトに掲示及び紹介

4. 資格取得認定手続

資格取得認定要件に定められた会員資格を有する会員は、本資格を取得するとともに協会から審査の要請があれば積極的に応えなければならない。

5. 資格取得認定要件

- (1)原則として、当協会の正会員または準会員であること。
- (2)協会が「協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者資格取得チェックリスト」に基づいて行う会員の活動事業場での実地審査に合格すること。

6. 資格取得年会費

資格取得会員は、協会に対し取得した資格分野の数に関わらず所定の年会費を支払う。但し、活動事業場での実地審査場が東京(協会事務所所在地)から所定の距離を超える場合は別途旅費(交通費等)を要する。

7. 資格更新

資格取得会員は、定められた期間ごとに協会による所定の審査を受け合格する等、資格取得認定手続を行わなければならない。

8. 資格喪失

資格取得会員は、次のいずれかに該当する事項が発生した場合には、その資格を喪失すると共に前記3. 資格取得会員の権利を喪失する。なお、その場合資格取得に係る費用や旅費等の返却は行わない。

- (1) 協会を退会したとき
- (2) 協会による所定の審査に合格できず、資格更新できなかったとき
- (3) 「古物営業法」「個人情報の保護に関する法律」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」等、関係法規に違反したとき
- (4) 資格取得後に要改善事項が発覚したにも関わらず一定期間中に改善を実施しないとき

9. 取扱要領の変更

この取扱要領及び「協会(RITEA)認定中古情報機器取扱事業者資格取得チェックリスト」の内容は、理事会の議決により変更することができる。



2010年度以降のRITEA認定中古情報機器取扱事業者(リユース)制度

①資格取得有効期間

1. 5年(最長、2010年10月1日～2012年3月30日迄、2012年4月1日～2013年9月30日迄)

以上